

春日部市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

春日部市保育の実施に関する条例（平成17年条例第91号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市保育の <u>必要性の認定</u> に関する条例 (趣旨)	春日部市保育の <u>実施</u> に関する条例 (趣旨)
第1条 この条例は、 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条</u> の規定に基づき、保育の <u>必要性の認定</u> に関し、必要な事項を定めるものとする。 (保育の <u>必要性の認定基準</u> )	第1条 この条例は、 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項</u> の規定に基づき、保育の <u>実施</u> に関し、必要な事項を定めるものとする。 (保育の <u>実施基準</u> )
第2条 保育の <u>必要性の認定</u> は、 <u>小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）</u> の保護者のいずれもが次の各号の <u>いずれかの事由に該当する場合</u> に行うものとする。	第2条 保育の <u>実施</u> は、 <u>児童</u> の保護者のいずれもが次の各号の <u>いずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合</u> に行うものとする。
(1) <u>1月において、64時間以上労働することを常態とすること。</u>	(1) <u>居宅外で労働することを常態としていること。</u>
(2) (略)	(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。</u>	(4) (略)
(5) (略)	(5) <u>長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</u>
(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	(6) (略)

- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
- (11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）又は特定地域型保育事業（法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。）（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行す

る。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市保育の必要性の認定に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に保育を受ける小学校就学前子どもの保育の必要性の認定について適用する。